

「新たな高速道路料金(案)」等について

国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」(平成25年12月20日)に基づき、高速道路会社において平成26年4月以降の新たな高速道路料金(案)を作成いたしましたのでお知らせします。また、本案及び高速道路利便増進計画の変更に対して、国民の皆様から意見募集します。

○新たな高速道路料金(案)の概要

1. 料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準を基本として整理を行うこととする。なお、これに伴う料金水準の引き下げは、高速道路債務の返済状況を踏まえ、当面10年間実施することとし、ETC車が約9割にも達することから料金徴収コストなどを考慮して引き下げ対象はETC車とする。

(1) 普通区間

普通区間の料金水準については、現行の普通車24.6円/km(以下料金については普通車を記載)を維持することを基本として、割高な6区間(関越トンネル、恵那山トンネル、飛驒トンネル、阪和自動車道(海南~有田)、広島岩国道路、関門橋)、本四高速(陸上部)については24.6円/kmに引き下げる。

(2) 大都市近郊区間

大都市近郊区間の料金水準については、普通区間より割り増した現行の29.52円/kmを基本として、現行の水準を維持する。

(3) 海峡部等特別区間

伊勢湾岸道路の料金水準については、現行の108.1円/kmを維持し、東京湾アクアライン、本四高速(海峡部)については108.1円/kmに引き下げるることを基本とする。

2. 料金割引について

(1) NEXCO

NEXCOの全国路線網の料金割引については、実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引とともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまで通りETC車を対象とし、以下のとおり見直す。

①生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直して継続する。
- ・高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率9.1%に見直して継続する。

②観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下の休日割引について、割引率を3割として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成26年6月末までの間は、平成25年度補正予算を財源として現行の割引率5割を継続する。

③物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成27年3月末までの間は、平成25年度補正予算を財源として最大割引率を50%に拡充する。

④環境対策

- ・並行する一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について、割引率を3割として継続する。

⑤アクアライン割引

- ・当分の間、国及び千葉県による負担を前提に、終日800円（税込）を継続する。

(2) 本四高速

本四高速の料金割引については、緊急経済対策などにより実施された現在の割引後料金や他の交通機関への影響などを考慮して、生活対策、観光振興などの観点から、これまで通り ETC 車を対象として、以下のとおり見直す。

①生活対策

- ・通勤割引について、通勤時間帯を多頻度利用する普通車以下の車両を対象に、現在の通勤割引後料金を上回る区間については、最大で現在の割引後料金を維持する割引に見直して継続する。
- ・高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率 9.1% に見直して継続する。

②観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、普通車以下の休日割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持する割引に見直して継続する。

③物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、多頻度割引について、現行の最大割引率 13.8% を継続する。

○高速道路利便増進計画の変更

- ・高速道路利便増進計画によるスマートインターチェンジ整備について、新たな整備着手は終了し、今後は新たな制度に移行する予定である。なお、現在事業中のスマートインターチェンジは引き続き現行の制度による整備を実施する。

○その他

- ・首都高速については平成 27 年度、阪神高速については平成 28 年度まで現行の料金を継続し、その後、シームレスな料金体系を導入する。
- ・本四高速の料金水準の引き下げ及び料金割引の見直しに当たり、本四高速を全国路線網に編入することとする。
- ・京葉道路については、渋滞対策をさらに進めるための料金を検討中である。
- ・国土交通省が発表した「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について」(平成 26 年 1 月 22 日) を踏まえ、平成 26 年 4 月から消費税率が 5 % から 8 % へ引き上げられることに伴い、消費税率が 8 % となるよう料金に円滑かつ適正に転嫁する。端数処理については、10 円単位、4 捨 5 入を原則とする。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。